

外国籍弁護士が調停委員になれないのは「当然」か？

2013/5/12 於) 移民政策学会・甲南大学

梁英子

1. 神戸家庭裁判所による調停委員任命上申拒否

- ・2003年10月 神戸家庭裁判所→兵庫県弁護士会 家事調停委員推薦依頼
- ・2004年1月 裁判所より、日本国籍を有しないことを理由に最高裁への任命上申を行わない旨回答。
「調停委員は非常勤の裁判所職員であるから、『国家権力の行使または国会意思の形成への参画にたずさわる公務員』にあたり、日本国籍を要する。」

2. 当然の法理

- ・「調停委員規則」(民事調停委員及び家事調停委員規則) 国籍要件なし
- ・裁判所の説明
 - (1) 調停委員が調停委員会の構成員として、その決議に参加すること
 - (2) 調停調書の記載が、確定判決と同一の効力を有すること
 - (3) 調停委員会の呼出、命令、措置には過料の制裁があること
 - (4) 調停委員会は事実の調査および必要と認める証拠調べを行う権限等を有していること、等

3. 外国籍者を調停委員とすることで何らかの具体的・客観的支障？

- (1) 調停の制度趣旨
 - ・当事者の話し合いと合意に基づく、裁判外の紛争解決手段。利用者と調停委員が同じ地域社会に暮らす市民であることが調停の真髄
 - ・調停委員は、裁判官のようにどちらの言い分が正しいか判断する役割ではなく、当事者双方の間で話し合いによりそれぞれを合意に導く役割。調停の成立について調停委員会が当事者に強制することはできない。
- (2) 外国判決や破産管財人(外国人弁護士も任命されている)の債務の承認も確定判決と同一の効力あり。
- (3) 調停委員会による過料の制裁や、事実の調査、証拠調べは、実際には行われていない。過料の制裁を決めるのは裁判所。
- (4) 多民族・多文化の現実

4. その後の経過

- ・裁判所の対応
 - 2012年までに仙台、東京、大阪、兵庫、岡山の各弁護士会から、調停委員、司法委員、参与員につき合計19回、延べ22名の外国籍者の推薦を行ったが、すべて任命拒否。
 - その都度、各单位会から会長声明、総会決議などを最高裁に送付
 - 司法修習生採用に関する国籍条項撤廃(2009年1月-33年目)
- ・近弁連決議(2005年、2010年)
- ・日弁連意見書(2009年3月)、会長声明(2010年4月)、要望書(2011年3月)
- ・国連人種差別撤廃委員会 勧告「資格を有する非日本国籍者が紛争処理において調停委員として参加できない事実に懸念を表す」(2008年提出の政府報告書への総括所見)(2010年3月)
- ・各单位会(仙台、京都、大阪、兵庫)による最高裁への不服申立(2012年1月~2月)

5. 地域社会の一員として

- 東京都庁国籍任用差別裁判 判決(2005年1月)
- 神戸市公立中学 外国籍教員 学年副主任任用拒否 日弁連勧告(2012年3月)
- 公営住宅自治会長・民生委員の問題